



## 過半数代表者選挙についてその1

先日過半数代表者選挙について掲示されました。そこで過半数代表者選挙とは何なのかを簡単に説明します。自分たちの職場に関わる重要な内容ですのでぜひ関心を持ってください！

### 過半数代表者とは？

使用者（会社）が時間外労働や休日労働などを行わせる場合、労働者（従業員）と労使協定を締結しなければなりません。この締結を行う際に、当該事業場内（職場内）に過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、無い場合には「労働者の過半数を代表する者と協定を締結しなければならない」と労働基準法に明記されています。これが過半数代表者（労働者代表）です。

過半数代表者の要件は法令で明確に規定されています。

#### 労働基準法施行規則

第六条の二（前段省略）労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

過半数代表者は、事業場の全ての労働者の意思を代表する者ですので重要な役割を担っています。よって労働者の代表として公正・公平で、かつ第三者がみても適正に選出されなければなりません。上記の法令に明記されている通り、使用者（会社）の意を汲んでいる労働者や労働条件の決定や労務管理を行う管理監督者がふさわしくないのは当然であり、明確なコンプライアンス違反となります。ちなみに不適切に選出された代表者が行った締結は無効となります。

現場で働く私たちにとって良い職場を実現するために一人ひとりが考え行動しましょう。

**コンプライアンスを遵守した真っ当な選挙で労働者の**

**意向に基づいた過半数代表者を選出しよう！！**